

本資料は、商品発売に当たって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。

商品ご購入のご検討にあたっては、必ず商品パンフレット・「契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）」

「ご契約のしおり / 約款」「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

平成 16 年 10 月 26 日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ

株式会社 UFJ ホールディングス

株式会社 東京三菱銀行

株式会社 UFJ 銀行

マニユライフ生命保険株式会社

**東京三菱銀行とマニユライフ生命保険の共同開発商品
「投資型年金保険『プレミエール』」を UFJ 銀行で販売開始
～MTFG グループの販売実績は半年間で 1,000 億円を突破～**

株式会社 UFJ ホールディングス（取締役社長 たまこし りょうすけ 玉越 良介）の子会社である株式会社 UFJ 銀行（頭取 おきはら たかむね 沖原 隆宗）は、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄、以下 MTFG）の子会社である株式会社東京三菱銀行（頭取 畔柳 信雄）とマニユライフ生命保険株式会社（代表執行役社長兼 CEO ジェフ・クリックメイ）が共同開発した「投資型年金保険『プレミエール』」の販売を、本年 12 月下旬より開始します。

また、UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 やすだ しんたろう 安田 新太郎）および UFJ つばさ証券株式会社（取締役社長 ふじもと きみすけ 藤本 公亮）でも、追って同商品を取り扱う予定です。

MTFG グループと UFJ グループは、経営統合に先立ち、お客さまにいち早くメリットをご提供するため、さまざまな業務提携を行ってまいります。本件はリテール分野での業務提携の一環として実施するものです。

「プレミエール」は、本年 4 月より東京三菱銀行と三菱証券株式会社（取締役社長 か ね こういち 加根 弘一）、同 7 月より三菱信託銀行株式会社（取締役社長 うえはら なるや 上原 治也）にて取り扱いを開始し、MTFG グループでの販売累計額は半年間で 1,000 億円を突破しました。これは本邦初の「年金原資 110% 保証」という他の商品にはない機能がお客さまの高い評価を得たもので、「プレミエール」は MTFG グループにおける個人年金保険の主力商品に成長しています。今後は、独自のメリットを有し大人気を博しているこの「プレミエール」を UFJ 銀行、UFJ 信託銀行および UFJ つばさ証券のお客さまにもご提供してまいります。

MTFG グループと UFJ グループは、今後もお客さまの利便性を高め、サービスの充実を図るため、業務提携の拡大を図ってまいります。

以 上

<ご参考>

投資型年金保険「プレミエール」の特長

大きな安心機能で積極的な資産運用が可能に。

<日本では初めて基本保険金額の110%の年金原資最低保証を実現>

「プレミエール」の最大の特長は、投資型年金保険の「ふやす」「受け取る」「のこす」という基本機能に、「100%死亡給付金保証」「100%年金原資保証」、さらに特約を付加することで「110%年金原資保証」の3つの保証をプラスしたことにあります。

安全志向のお客さまも、資産減少のリスクを抑制しながら、国際分散投資を通じた積極的な資産形成を図れます。

「110%年金原資保証」

日本では初めて、一定条件のもとに、実際の運用実績にかかわらず基本保険金額の110%の年金原資最低保証を可能にしました。これは、運用成果が基本保険金額を上回った場合にその運用成果が年金原資に反映されるのはもちろん、仮に期待通りの運用実績が得られなかった場合でも、20年以上の運用期間と、運用期間満了後の年金受取を条件に、基本保険金額の110%を年金原資として最低保証するものです。

「100%年金原資保証」

運用期間が20年に満たない場合でも、最短で11年以上(被保険者の年齢により異なります)の運用期間で、運用期間満了後の年金受取を条件に、実際の運用実績にかかわらず基本保険金額の100%を年金原資として最低保証します。

「100%死亡給付金保証」

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、実際の運用実績にかかわらず基本保険金額の100%を最低保証します。

「ふやす」機能 = 様々な投資スタイルに柔軟に対応できる運用ラインアップ。

「プレミエール」には、主として日本株式、日本債券、外国株式、外国債券に分散投資する「世界分散型20」「世界分散型30」「世界分散型45」「世界分散型50」の4種類のバランス型特別勘定を設定、分かり易い構成となっています。

各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託の受益証券への投資を通じて行います。株式および公社債の価格変動リスクと為替変動リスク等に配慮し、効率的に国際分散投資を行います。

お客さまは、この4つの特別勘定の中から、1つまたは2つ以上の組合せを1%単位でご自由にお選びいただけます。また、スイッチングは年間12回まで手数料なしで可能です。

「受け取る」機能 = ライフプランに合わせて、多彩なお受取方法を設定。

お客さまのライフプラン上のニーズに合わせて、一定条件のもとで、「確定年金」「保証期間付終身年金」「夫婦年金」による年金受取を選択可能です。

また、ご契約日から5年以上経過すれば、いつでも定額年金保険への変更が可能、10年以上経過後であれば、いつでも即時年金受取の選択が可能です。

さらに、ご契約から1年経過後は、毎年1回、積立金の10%まで解約控除なしで引き出せるウィンドウ期間を設けましたので、多様な資金ニーズに対応できます。

「のこす」機能 = 生命保険ならではの特長を生かします。

死亡給付金受取人を指定できます。契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合、死亡給付金の非課税制度(相続税法第12条)が適用されます。また、「遺族年金特約」を付加し、死亡給付金の全部または一部を一時金ではなく年金で受け取れます。

プレミール(新変額個人年金保険 型)は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

ご注意事項

⚠ 運用のリスクについて

プレミール(新変額個人年金保険 型)の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額、死亡給付金額、年金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

⚠ 本商品にかかる費用について

【保険関係費と運用関係費(特別勘定での運用期間中)】

一時払保険料は、ご契約日よりご契約日を含めて**8日目**に、特別勘定に繰り入れます。特別勘定での運用期間中、保険関係費は特別勘定の資産総額に対して、運用関係費は特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して下記年率の1/365を乗じて計算した金額を各特別勘定の積立金から控除します。

特別勘定名	世界分散型20		世界分散型30		世界分散型45		世界分散型50	
	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合
保険関係費	年率2.09%	年率2.19%	年率2.30%	年率2.40%	年率2.45%	年率2.55%	年率2.45%	年率2.55%
運用関係費*	年率0.3381%程度 (税抜0.322%程度)		年率0.344925%程度 (税抜0.3285%程度)		年率0.3675%程度 (税抜0.35%程度)		年率0.3717%程度 (税抜0.354%程度)	

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。各特別勘定は、5つの投資信託に分散投資されています(資産配分の比率は、特別勘定ごとに異なります)。上記の運用関係費は、その5つの投資信託の各信託報酬を資産配分の比率に応じて算出しています。そのため、時価変動等により資産配分の比率が変動した場合、上記の運用関係費は変動いたします。

運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

【スイッチング手数料】

年間12回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき**2,500円**を移転元の積立金から控除します。年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。

【年金管理費(年金〔遺族年金を含む〕支払期間中)】

支払年金額(年額)の**1%**を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

【解約控除】

解約計算基準日のご契約日から経過年数7年以内の場合、ご契約日からの経過年数に応じて解約控除がかかります。

解約控除額 = 基本保険金額(解約に相当する部分) × 解約控除率

⚠ 特にご注意いただきたい事項

プレミール(新変額個人年金保険 型)は、所定の運用期間満了を条件に、年金受取、一括受取にかかわらず、年金原資110%保証特約を付加しない場合は基本保険金額(一時払保険料)の100%、年金原資110%保証特約を付加した場合は基本保険金額(一時払保険料)の110%が年金原資として最低保証されます。

ただし、次の場合は、運用期間にかかわらず、年金原資の最低保証はありませんので一時払保険料を下回る可能性があります：

定額の年金保険に変更した場合 即時の年金受取を選択した場合 ご契約を解約した場合

ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。募集代理店の担当者は、お客さまとマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。当商品はクーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。

【募集代理店】

株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ証券株式会社
株式会社山梨中央銀行

【引受保険会社】

マニユライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター / 0120-925-008